資料２

茅ヶ崎市地域防災計画　風水害対策計画　新旧対照表（修正骨子案）

新	旧
目次 第３章　災害に強いまちづくり 第４節　土砂災害警戒区域等の予防対策 第１　危険区域等の予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６７	目次 第３章　災害に強いまちづくり 第４節　土砂災害警戒区域等の予防対策 第１　危険箇所の予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６７
Ｐ３ 第１章　災害対策の計画的な推進 第２節　茅ヶ崎市の防災ビジョン 第１　茅ヶ崎市の防災ビジョン ４　「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」 （略） そのためには、円滑な応急対策活動や未来を見据えた復旧・復興対策等をはじめとした防災に関する政策や方針決定の場に、女性やこども・若者、高齢者、障がい者などが参加・貢献し、多様性を認めることが重要です。 市は、この計画の全ての事項を通じて、男女共同参画、その他の多様な視点や地域における生活者の視点を取り入れ、「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」を目指します。	Ｐ３ 第１章　災害対策の計画的な推進 第２節　茅ヶ崎市の防災ビジョン 第１　茅ヶ崎市の防災ビジョン ４　「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」 （略） そのためには、円滑な応急対策活動や未来を見据えた復旧・復興対策等をはじめとした防災に関する政策や方針決定の場に、誰もが参加・貢献し、多様性を認めることが重要です。 市は、この計画の全ての事項を通じて、男女共同参画の視点や地域における生活者の視点を取り入れ、「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」を目指します。
Ｐ４ 第１章　災害対策の計画的な推進 第３節　茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 第１　自然的条件 １　地形及び気象 (2) 気象概要（令和○年） 本市の平均気温は○○．○度、４月から９月（暖候期）は平均気温○○．○度、１０月から３月（寒候期）は○○．○度で、最も暑くなった８月が平均気温○○．○度、最も寒かった１月が平均気温○．○度でした。 年降水量は、○○○○．○㎜で特に○月、○月、○月に多く雨が降りました。○月には日最大降雨量○○○．○㎜時間最大降雨量○○．○㎜を観測しています。 また、平均風速は○．○m、最大瞬間風速は○○．○mでした。 （出典 茅ヶ崎市・寒川町気象情報（茅ヶ崎市消防本部観測所））	Ｐ４ 第１章　災害対策の計画的な推進 第３節　茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 第１　自然的条件 １　地形及び気象 (2) 気象概要（令和７年） 本市の平均気温は１７．３度、４月から９月（暖候期）は平均気温２３．６度、１０月から３月（寒候期）は１０．８度で、最も暑くなった８月が平均気温２９．０度、最も寒かった１月が平均気温６．４度でした。 年降水量は、１０５５．０㎜で特に３月、５月、９月に多く雨が降りました。９月には日最大降雨量１２２．０㎜時間最大降雨量２４．０㎜を観測しています。 また、平均風速は１．８m、最大瞬間風速は２１．６mでした。 （出典 茅ヶ崎市・寒川町気象情報（茅ヶ崎市消防本部観測所））

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>

第２　社会的条件
**　１　人口**
本市の人口は、令和９年２月１日現在〇〇〇，〇〇〇人であり、１ｋｍ^{2}当たりの人口密度は、およそ〇，〇〇〇人です。

</td><td>

第２　社会的条件
**　１　人口**
本市の人口は、令和８年２月１日現在２４５，０７６人であり、１ｋｍ^{2}当たりの人口密度は、およそ６，８６４人です。

</td></tr>
<tr><td>

Ｐ６
第１章　災害対策の計画的な推進
第４節　被害想定
第１　災害履歴
**　２　近年の災害履歴**

【参考】市が発令した避難勧告等の履歴

年・月・日	原因事象	事由	発令内容	対象地区	対象世帯数 対象人口
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
令和３年７月３日	大雨	土砂災害のおそれ	高齢者等避難	芹沢、行谷、下寺尾、堤、赤羽根、甘沼、香川七丁目、高田一丁目、みずき四丁目、ひばりが丘	10,952 世帯 27,335 人
令和６年８月３０日	台風第 10 号	大雨警報（土砂災害・浸水害） 土砂災害警戒情報	高齢者等避難	芹沢、行谷、下寺尾、堤、赤羽根、甘沼、香川七丁目、高田一丁目、みずき二丁目、みずき四丁目	10,846 世帯 26,409 名
令和７年７月３０日	カムチャツカ半島地震	津波警報	避難指示	国道 134 号線以南	－世帯 69 名

</td><td>

Ｐ６
第１章　災害対策の計画的な推進
第４節　被害想定
第１　災害履歴
**　２　近年の災害履歴**

【参考】市が発令した避難勧告等の履歴
（新規追加）

</td></tr>
</table>

新						旧
	令和７年 ９月５日	台風 第 15 号	大雨警報 （土砂災害・浸水害） 土砂災害警戒情報	高齢者等避難	芹沢、行谷、下寺尾、堤、赤羽根、甘沼、香川七丁目、高田一丁目、みずき二丁目、みずき四丁目	10,909 世帯 26,143 名	
	令和８年 ６月３日	台風６号	レベル３大雨警報 レベル３土砂災害警報	高齢者等避難	【中小河川の氾濫】南湖一丁目、南湖二丁目、南湖五丁目、萩園、西久保、矢畑、浜之郷、下町屋一丁目、下町屋二丁目、下町屋三丁目、今宿、中島、松尾、柳島一丁目、柳島二丁目、柳島、柳島海岸、浜見平、香川四丁目、香川五丁目、行谷、芹沢、下寺尾茅ヶ崎、茅ヶ崎一丁目、茅ヶ崎二丁目、茅ヶ崎三丁目、十間坂三丁目、円蔵、円蔵一丁目、円蔵二丁目、本村四丁目、本村五丁目、高田三丁目、高田四丁目、高田五丁目	【中小河川の氾濫】 51,136 世帯 116,082 人	

新						旧
					目、室田二丁目、室田三丁目、みずき一丁目、みずき二丁目、みずき三丁目、堤 【土砂災害】芹沢、行谷、下寺尾、堤、赤羽根、甘沼、香川七丁目、高田一丁目、みずき二丁目、みずき四丁目、ひばりが丘、小桜町	【土砂災害】 12,276 世帯 29,111 人	
	令和８年６月２７日	台風７号・８号	レベル２大雨注意報 レベル２土砂災害注意報	高齢者等避難	【中小河川の氾濫】 南湖一丁目、南湖二丁目、南湖五丁目、萩園、西久保、矢畑、浜之郷、下町屋一丁目、下町屋二丁目、下町屋三丁目、今宿、中島、松尾、柳島一丁目、柳島二丁目、柳島、柳島海岸、浜見平、香川四丁目、香川五丁目、行谷、芹沢、下寺尾茅ヶ崎、茅ヶ崎一丁目、茅ヶ崎二丁目、茅ヶ崎三丁目、十間坂三丁	【中小河川の氾濫】 40,717 世帯 92,425 人	

新						旧
				目、円蔵、円蔵一丁目、円蔵二丁目、本村四丁目、本村五丁目、高田三丁目、高田四丁目、高田五丁目、室田二丁目、室田三丁目、みずき一丁目、みずき二丁目、みずき三丁目、堤 【土砂災害】 芹沢、行谷、下寺尾、堤、赤羽根、甘沼、香川七丁目、高田一丁目、みずき二丁目、みずき四丁目、ひばりが丘、小桜町	【土砂災害】 12,276 世帯 29,111 人	
第２　洪水予報河川等 **３　水位周知下水道** 水位周知下水道の指定は公共下水道等の排水施設等の名称等を神奈川県水防計画に規定することにより行うこととします。令和８年６月１日現在、指定はありません。 **第３　浸水想定** **２　雨水出水浸水想定区域の指定** （略） この法に基づく、本市に関わる雨水出水浸水想定区域の指定状況は次のとおりです。						**第２　洪水予報河川等** **３　水位周知下水道** 水位周知下水道の指定は公共下水道等の排水施設等の名称等を神奈川県水防計画に規定することにより行うこととします。令和７年６月１日現在、指定はありません。 **第３　浸水想定** **２　雨水出水浸水想定区域の指定** （略） 令和７年６月１日現在、指定はありません。 （新設）

新	旧

指定年月日	告示番号	指定の根拠	指定の前提となる降雨（想定最大規模降雨）
令和８年３月３１日	茅ヶ崎市告示第９８号	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条の２第２項	１時間雨量 153mm

○雨水出水浸水想定区域図（浸水継続時間）

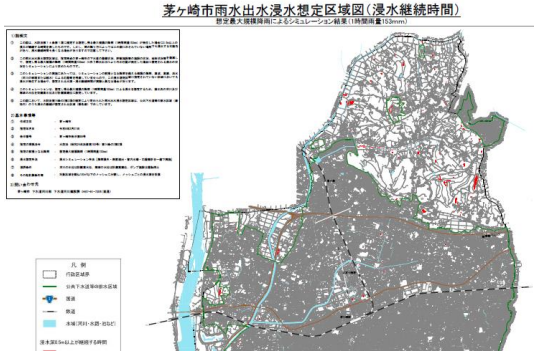

○雨水出水浸水想定区域図（浸水深）

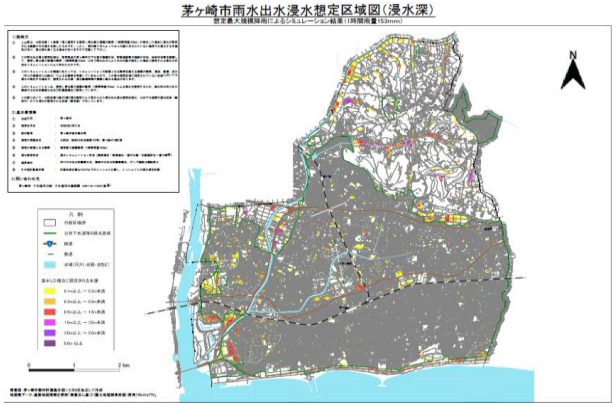

４　その他

○（新設）

○（新設）

新	旧
市は、千ノ川及び駒寄川（いずれも市管理の準用河川区間）並びに内水氾濫（「雨水出水」と同義）について、浸水を想定（準用河川区間における想定雨量：24 時間雨量 354 ㎜、内水氾濫における想定雨量：ピーク 1 時間雨量 81 ㎜）し、国・県が作成した浸水想定区域図（相模川・小出川及び千の川（県管理区間が対象））と合わせ、令和３年７月に茅ヶ崎市洪水・土砂災害ハザードマップを作成しています。 その後、神奈川県による土砂災害警戒区域・特別警戒区域の更新（令和８年２月２７日付け）、茅ヶ崎市雨水出水浸水想定区域の指定（令和８年３月３１日茅ヶ崎市告示第９８号）を受け、令和〇年〇月に茅ヶ崎市洪水・土砂災害ハザードマップを更新しました。 〇茅ヶ崎市洪水・土砂災害ハザードマップ （新ハザードマップ公開後に差し替え）	**４　その他** 市は、千ノ川及び駒寄川（いずれも市管理の準用河川区間）並びに内水氾濫（「雨水出水」と同義）について、浸水を想定（準用河川区間における想定雨量：24 時間雨量 354 ㎜、内水氾濫における想定雨量：ピーク 1 時間雨量 81 ㎜）し、国・県が作成した浸水想定区域図（相模川・小出川及び千の川（県管理区間が対象））と合わせ、令和３年７月に茅ヶ崎市洪水・土砂災害ハザードマップを作成しています。 （追記） 〇茅ヶ崎市洪水・土砂災害ハザードマップ

新	旧
	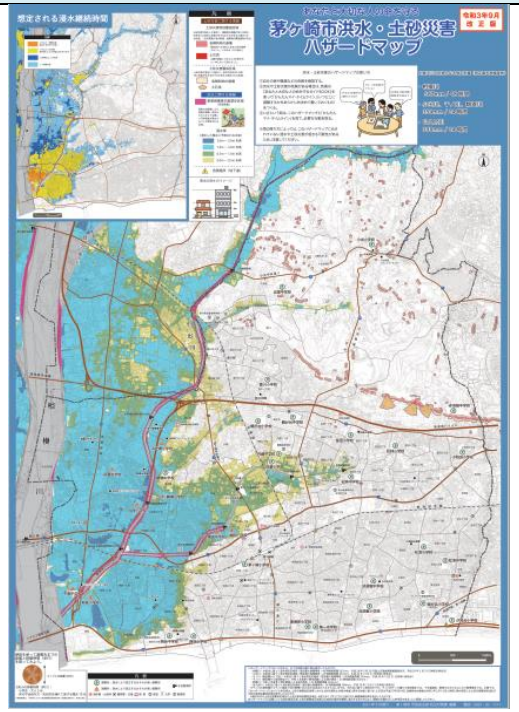
Ｐ２８ 第１章　災害対策の計画的な推進 第５節　計画の推進主体とその役割 第２　防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 １　指定地方行政機関 (8)　国土交通省国土地理院関東地方測量部 ア　災害時等における地理空間情報の整備・提供 イ　復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 ウ　地殻変動の監視	Ｐ２８ 第１章　災害対策の計画的な推進 第５節　計画の推進主体とその役割 第２　防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 １　指定地方行政機関 (8)　国土交通省国土地理院関東地方測量部 ア　災害時等における地理空間情報の整備・提供 イ　復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 ウ　地殻変動の監視

新	旧
エ　災害教訓の伝承 (9)　総務省神奈川行政評価事務所 ア　被災者への生活支援情報の提供 イ　災害時に専用電話を備えた相談窓口の開設 ウ　災害時に特別行政相談所の開設	（新設） （新設）
Ｐ４０ 第２章　災害に強い組織・人づくり 第２節　防災知識の普及・啓発 【取り組みの方向】 第１　市民等に対する防災知識の普及・啓発　企画政策部、くらし安心部、保健所 ３　防災訓練等への参加促進 市及び自主防災組織は、市民等に対して、地域で想定される災害を想定した防災訓練等への積極的な参加を促します。その際、女性やこども・若者の参加の促進に努めます。	Ｐ４０ 第２章　災害に強い組織・人づくり 第２節　防災知識の普及・啓発 【取り組みの方向】 第１　市民等に対する防災知識の普及・啓発　企画政策部、くらし安心部、保健所 ３　防災訓練等への参加促進 市及び自主防災組織は、市民等に対して、地域で想定される災害を想定した防災訓練等への積極的な参加を促します。
Ｐ４６ 第２章　災害に強い組織・人づくり 第４節　地域防災力の強化 【現状】 ○市には、現在１消防団本部と２２分団（定員４２７人）が組織され、４地区（茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出）に分かれて活動を行っています。（令和８年４月１日現在） ○市内には、令和８年４月現在、１３５の自主防災組織が結成され、各組織では、防災訓練の企画、実施、活動に必要な資機材の整備、活動マニュアルの作成等に取り組んでおり、市は、その活動を支援しています。 ○市は、平成１３年度より、地域防災の担い手となる防災リーダーの養成研修を実施しており、令和９年２月現在、〇，〇〇〇名（うち女性〇〇〇名）の防災リーダーが自主防災組織等で活動しています。	Ｐ４６ 第２章　災害に強い組織・人づくり 第４節　地域防災力の強化 【現状】 ○市には、現在１消防団本部と２２分団（定員４２７人）が組織され、４地区（茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出）に分かれて活動を行っています。（令和７年４月１日現在） ○市内には、令和７年４月現在、１３５の自主防災組織が結成され、各組織では、防災訓練の企画、実施、活動に必要な資機材の整備、活動マニュアルの作成等に取り組んでおり、市は、その活動を支援しています。 ○市は、平成１３年度より、地域防災の担い手となる防災リーダーの養成研修を実施しており、令和８年２月現在、２，８２１名（うち女性８１０名）の防災リーダーが自主防災組織等で活動しています。

新	旧
【課題】 ○男女共同参画、その他の多様な視点を反映した防災対策を進めるためには、地域防災活動における、女性やこども・若者の参加が重要です。 第３　自主防災組織の活動　くらし安心部、自主防災組織 ２　災害時の主な活動 （４）応急救護活動の実施 自主防災組織は、負傷者に対して、外傷の応急手当を実施するとともに、医師の処置が必要な場合には、医療救護所（赤羽根中学校を除く公立中学校１２校及び小和田小学校、地域医療センター）や、災害時に診療対応を行っている目安となるイエローフラッグを掲げた診療所等へ搬送します。	【課題】 ○男女共同参画の視点に配慮した防災対策を進めるためには、地域防災活動における、女性の参加が重要です。 第３　自主防災組織の活動　くらし安心部、自主防災組織 ２　災害時の主な活動 （４）応急救護活動の実施 自主防災組織は、負傷者に対して、外傷の応急手当を実施するとともに、医師の処置が必要な場合には、医療救護所（赤羽根中学校を除く公立中学校１２校及び小和田小学校、地域医療センター）等へ搬送します。
Ｐ６７ 第３章　災害に強いまちづくり 第４節　土砂災害警戒区域等の予防対策 【現状】 ○令和８年２月２７日現在、市では、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）が５７区域（藤沢市と茅ヶ崎市に跨がる区域が内２カ所）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）が５６区域（藤沢市と茅ヶ崎市に跨がる区域が内２カ所）指定されています。 ○現在、本市には法指定の急傾斜地崩壊危険区域はありません。 ※平成１５年３月に県の調査により公表された急傾斜地危険箇所は２３箇所、土石流危険渓流は１箇所となっています。 ○市は、土砂災害警戒区域等の予防対策を講じるため、その箇所の防災パトロールを実施しています。 【取り組みの方向】 第１　危険区域等の予防対策　くらし安心部、都市部、建設部、消防本部、消防団、藤沢土木事務所、茅ヶ崎警察書 １　危険区域等の調査・把握 市は、がけ崩れ、土石流等により危険が想定される区域等を、県や防災関	Ｐ６７ 第３章　災害に強いまちづくり 第４節　土砂災害警戒区域等の予防対策 【現状】 ○令和３年５月２５日現在、市では、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が５２区域、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）が５３区域指定されています。 ○現在、本市には法指定の急傾斜地崩壊危険区域はありませんが、平成１５年３月に県の調査により公表された急傾斜地崩壊危険箇所は２３箇所、土石流危険渓流は１箇所となっています。 ○市は、急傾斜地崩壊危険箇所等の予防対策を講じるため、その箇所の防災パトロールを実施しています。 【取り組みの方向】 第１　危険箇所の予防対策　くらし安心部、都市部、建設部、消防本部、消防団、藤沢土木事務所、茅ヶ崎警察書 １　危険箇所の調査・把握 市は、がけ崩れ、土石流等により危険が想定される箇所を、県や防災関係

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>係機関と連携し、調査・把握します。

第２　警戒避難体制の整備　くらし安心部、消防本部、消防団、茅ヶ崎警察署
３　土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報の伝達
レベル４土砂災害危険警報は、レベル３土砂災害警報の発表後（積乱雲が急速に発達する場合など予測が難しい状況では、レベル３土砂災害警報を経ずにレベル４土砂災害危険警報が発表されることもある。）命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける警報で、県と横浜地方気象台から共同で発表されます。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクルで確認することができ、危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当する情報です。</td><td>機関と連携し、調査・把握します。

第２　警戒避難体制の整備　くらし安心部、消防本部、消防団、茅ヶ崎警察署
３　土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報の伝達
土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と横浜地方気象台から共同で発表されます。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができ、危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当する情報です。</td></tr>
<tr><td>Ｐ７３
第４章　平常時の対策
第１節　災害対策本部機能の強化
【現状】
○市は、防災関係機関と連携の強化を図るため、関係機関参加のもと、災害対策本部運営訓練、消防防災啓発事業、災害情報受伝達訓練等を実施しています。</td><td>Ｐ７３
第４章　平常時の対策
第１節　災害対策本部機能の強化
【現状】
○市は、防災関係機関と連携の強化を図るため、関係機関参加のもと、災害対策本部運営訓練、消防防災フェスティバル、災害情報受伝達訓練等を実施しています。</td></tr>
<tr><td>Ｐ７５
第４章　平常時の対策
第２節　水防対策
【取り組みの方向】
第２　重要水防区域　くらし安心部、下水道河川部、消防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所
１　重要水防区域
<table><tr><th rowspan="2">河川名</th><th rowspan="2">管理者名</th><th rowspan="2">管理延長</th><th colspan="2">重要水防区域</th></tr><tr><th>箇所</th><th>延長</th></tr><tr><td>相模川</td><td>国土交通省</td><td>6.60km</td><td>44</td><td>4,250m</td></tr></table></td><td>Ｐ７５
第４章　平常時の対策
第２節　水防対策
【取り組みの方向】
第２　重要水防区域　くらし安心部、下水道河川部、消防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所
１　重要水防区域
<table><tr><th rowspan="2">河川名</th><th rowspan="2">管理者名</th><th rowspan="2">管理延長</th><th colspan="2">重要水防区域</th></tr><tr><th>箇所</th><th>延長</th></tr><tr><td>相模川</td><td>国土交通省</td><td>6.60km</td><td>45</td><td>4,318m</td></tr></table></td></tr>
</table>

新

小出川	神奈川県	11.25km	5	8,480m
千の川	神奈川県	1.70km	－	－

出典　「令和８年度　洪水対策計画書（多摩川・鶴見川・相模川）（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所）」、「令和８年度神奈川県水防計画（神奈川県）」

第３　指定河川洪水予報　横浜地方気象台、京浜河川事務所

２　洪水予報の種類

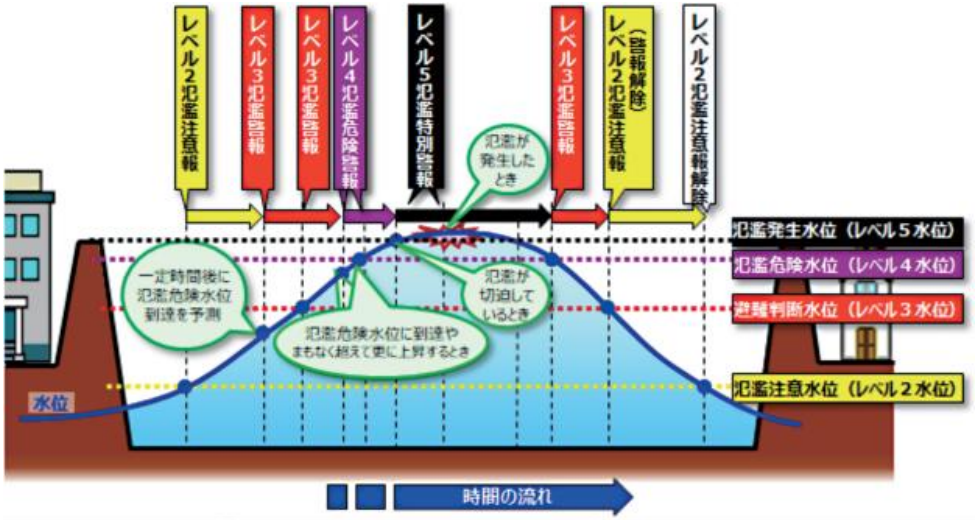

警報等の種類	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
○○川レベル５氾濫特別警報	氾濫による甚しい危険が切迫しているとき（氾濫発生水位に到達するときや堤防が損傷したときなど）、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき	氾濫水に対する緊急安全確保を求める段階【警戒レベル５相当】
○○川レベル４氾濫危険警報	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル４相当】
○○川レベル３氾濫警報	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル３相当】
○○川レベル２氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき	氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル２】

旧

小出川	神奈川県	11.25km	6	8,820m
千の川	神奈川県	1.70km	－	－

出典　「令和７年度　洪水対策計画書（多摩川・鶴見川・相模川）（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所）」、「令和７年度神奈川県水防計画（神奈川県）」

第３　指定河川洪水予報　横浜地方気象台、京浜河川事務所

２　洪水予報の種類　（出典：気象庁ホームページ）

洪水予報の標題（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
○○川氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫の発生（氾濫水の予報）	氾濫水への警戒を求める段階【警戒レベル５相当】
○○川氾濫危険情報（洪水警報）	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル４相当】
○○川氾濫警戒情報（洪水警報）	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル３相当】
○○川氾濫注意情報（洪水注意報）	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル２相当】

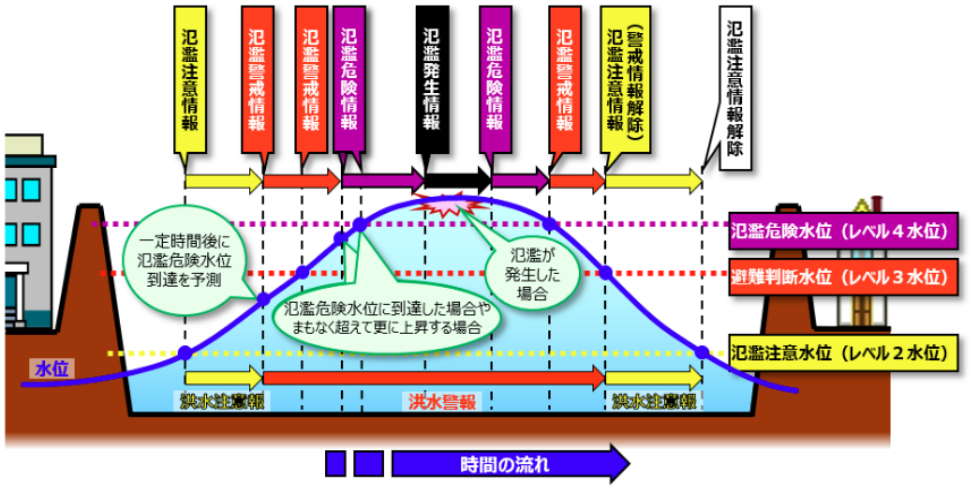

新	旧
（出典：気象庁ホームページ） ※洪水予報の種類と警戒レベルの対応は次のとおりです。 ○氾濫特別警報：警戒レベル５相当　○氾濫危険警報：警戒レベル４相当 ○氾濫警報：警戒レベル３相当　○氾濫注意報：警戒レベル２相当 **第４　水防警報、洪水予報河川、水位周知河川　くらし安心部、下水道河川部、消防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所** （略） **３　国土交通大臣、知事が水防警報を行う河川、海岸** （略） （３）知事が水防警報を行う海岸（茅ヶ崎市域関連抜粋） （略） （１）～（３）出典「令和８年度　神奈川県水防計画」 **４　洪水予報河川、水位周知河川** （略） （２）水位周知河川（水防法第１３条第１項及び第２項） （略） （１）、（２）出典「令和８年度　神奈川県水防計画」 （略） **第３節　災害情報受伝達体制の充実** （略） **【取り組みの方向】** **第１　防災気象情報等の受理伝達　横浜地方気象台、くらし安心部、消防本部** （略） **１　気象警報・注意報** （１）　警戒レベルに対応した気象警報・注意報 （略） 【防災気象情報の情報体系とその名称】	※洪水予報の種類と警戒レベルの対応は次のとおりです。 ○氾濫発生情報：警戒レベル５相当　○氾濫危険情報：警戒レベル４相当 ○氾濫警戒情報：警戒レベル３相当　○氾濫注意情報：警戒レベル２相当 **第４　水防警報、洪水予報河川、水位周知河川　くらし安心部、下水道河川部、消防本部、消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所** （略） **３　国土交通大臣、知事が水防警報を行う河川、海岸** （略） （３）知事が水防警報を行う海岸（茅ヶ崎市域関連抜粋） （略） （１）～（３）出典「令和７年度　神奈川県水防計画」 **４　洪水予報河川、水位周知河川** （略） （２）水位周知河川（水防法第１３条第１項及び第２項） （略） （１）、（２）出典「令和７年度　神奈川県水防計画」 （略） **第３節　災害情報受伝達体制の充実** （略） **【取り組みの方向】** **第１　防災気象情報等の受理伝達　横浜地方気象台、くらし安心部、消防本部** （略） **１　警戒レベルを用いた防災情報の提供** （新設） 令和８年２月修正版、「第３節・第１・３　特別警報・警報・注意報」に記載していた内容を移行しています。

新	旧
<table><tr><th></th><th>河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫</th><th>大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫</th><th>土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流</th><th>高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる浸水</th><th>（警戒レベルごとの） 住民が とるべき行動</th></tr><tr><td>警戒レベル 5相当</td><td>レベル5 氾濫特別警報</td><td>レベル5 大雨特別警報</td><td>レベル5 土砂災害特別警報</td><td>レベル5 高潮特別警報</td><td>命の危険　直ちに安全確保！</td></tr><tr><td colspan="6">＜警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！＞</td></tr><tr><td>警戒レベル 4相当</td><td>レベル4 氾濫危険警報</td><td>レベル4 大雨危険警報</td><td>レベル4 土砂災害危険警報</td><td>レベル4 高潮危険警報</td><td>危険な場所から全員避難</td></tr><tr><td>警戒レベル 3相当</td><td>レベル3 氾濫警報</td><td>レベル3 大雨警報</td><td>レベル3 土砂災害警報</td><td>レベル3 高潮警報</td><td>避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など</td></tr><tr><td>警戒レベル 2</td><td>レベル2 氾濫注意報</td><td>レベル2 大雨注意報</td><td>レベル2 土砂災害注意報</td><td>レベル2 高潮注意報</td><td>避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）</td></tr><tr><td>警戒レベル 1</td><td colspan="4">早期注意情報</td><td>災害への心構えを高める</td></tr></table> （２）　その他の気象警報・注意報 <table><tr><td>特別警報</td><td>暴風、波浪、大雪、暴風雪</td></tr><tr><td>警報</td><td>暴風、波浪、大雪、暴風雪</td></tr><tr><td>注意報</td><td>強風、波浪、大雪、風雪、濃霧、雷、乾燥、なだれ、着氷、着雪、霜、低温、融雪</td></tr></table> （３）　警報・注意報の指標 ア　特別警報 予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して行う予報です。 イ　危険警報 重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況である旨を警告して行う予報です。 ウ　警報 重大な災害が起こるおそれがあるときに警戒を呼びかけて行う予報です。 エ　注意報 災害が起こるおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報です。 （４）　警報・注意報の地域細分 ア　一次細分区域 府県天気用法を定常的に細分化して行う区域です。気象特性、災害特	（新設） （新設）

新	旧
性及び地理的特性により府県予報区を分割しています。 イ　二次細分区域 警報・注意報の発表に用いる区域です。市町村（東京特別区は区）を原則としますが、一部市町村を分割して設定している場合があります。 ウ　市町村等をまとめた地域とは、二次細分区域ごとに発表する気象警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域です。	（新設）

	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
神奈川県	東　部	横浜・川崎	横浜市北部、横浜市南部、川崎市
		湘　南	茅ヶ崎市、平塚市、藤沢市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
		三浦半島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	西　部	相模原	相模原市西部、相模原市東部
		県　央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
		足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
		西　湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

新	旧
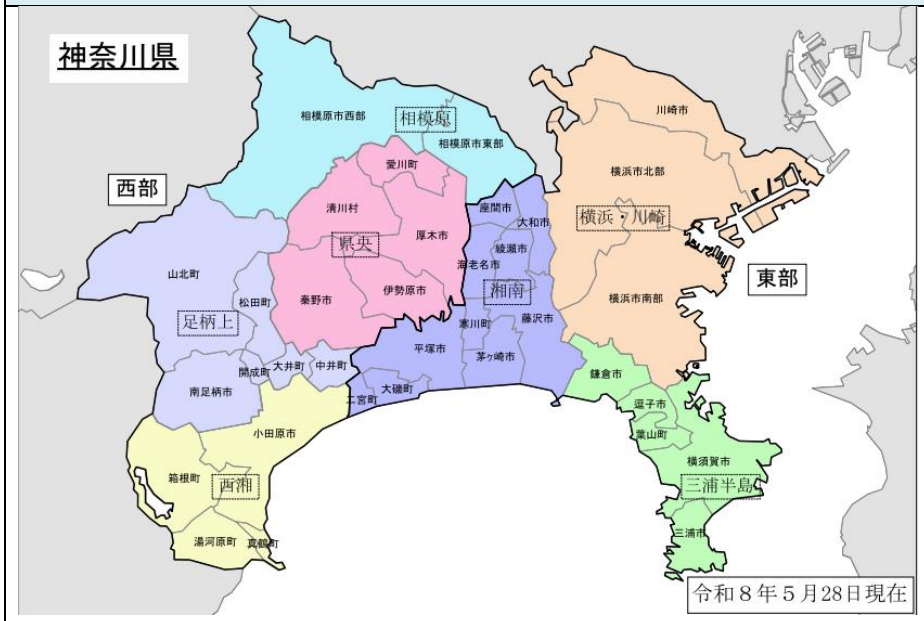	（新設）
（６） 特別警報・危険警報・警報・注意報発表基準について 気象庁は発生のおそれのある気象災害の重大さや可能性に応じて特別警報・危険警報・警報・注意報を発表します。茅ヶ崎市の、詳細な発表基準については「気象庁ホームページ（特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表（神奈川県））」で確認することができます。	
２　防災気象情報 （1） 防災気象情報（風水害関係） ア　キキクル等 イ　早期注意情報（警報級の可能性）と時系列情報 ウ　全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報 エ　気象防災速報（記録的短時間大雨） オ　気象防災速報（竜巻注意/竜巻目撃） カ　相模川中流洪水予報、相模川下流洪水予報 キ　火災気象通報	**２　防災気象情報** （1）防災気象情報（風水害関係） ア　特別警報・警報・注意報 イ　キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 ウ　早期注意情報（警報級の可能性） エ　全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報 オ　土砂災害警戒情報 カ　記録的短時間大雨情報 キ　竜巻注意情報 ク　相模川中流洪水予報、相模川下流洪水予報 ケ　火災気象通報 **３　特別警報・警報・注意報** （1）注意報 大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報をいいます。 （2）警報 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報をいいます。 （3）特別警報 大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮の警報発表基準をはるかに超え

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr>
<td>今回の修正で、「第３節・第１・１　気象警報・注意報」として移行します。</td>
<td>
て、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっているときに、その旨を警告して行う予報をいいます。
(4) 注意報・警報の地域細分
ア　一次細分区域
府県天気予報を定常的に細分して行う区域です。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割しています。
イ　二次細分区域
警報・注意報の発表に用いる区域です。市町村（東京特別区は区）を原則としますが、一部市町村を分割して設定している場合があります。
ウ　市町村等をまとめた地域とは、二次細分区域ごとに発表する気象警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域です。
（略）
（６）　特別警報・警報・注意報発表基準一覧（令和６年５月２３日現在）
ア　特別警報
<table>
<tr><td rowspan="5">特別警報</td><td>大雨</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合（警戒レベル５相当）</td></tr>
<tr><td>暴風</td><td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td><td>暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>高潮</td><td>高潮になると予想される場合（警戒レベル４相当）</td></tr>
<tr><td>波浪</td><td>高波になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風雪</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td>大雪</td><td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr>
</table>
イ　警報・注意報
<table>
<tr><td rowspan="2">ヶ茅</td><td>府県予報区</td><td>神奈川県</td></tr>
<tr><td>一次細分区域</td><td>東部</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

新	旧			
		市町村をまとめた区域	湘南	
	警報	大雨（浸水害） （土砂災害）	表面雨量指数※１ 土壌雨量指数※２	15 113
			警戒レベル	３相当
		洪水	流域雨量指数※３	千の川流域＝9.9、小出川流域＝15.9
			指定河川洪水予報による基準	相模川下流[神川橋]、相模川中流[相模大橋]
			警戒レベル	３相当
		暴風	平均風速	陸上　25m/s、海上　25m/s
		暴風雪	平均風速	陸上　25m/s（雪を伴う） 海上　25m/s（雪を伴う）
		大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
		波浪	有義波高	5.0m
		高潮	潮位	1.5m
			警戒レベル	４相当
	注意報	大雨	表面雨量指数 土壌雨量指数基準	11 83
			警戒レベル	２
		洪水	流域雨量指数	千の川流域＝7.9、小出川流域＝12.7
			指定河川洪水予報による基準	相模川下流[神川橋]
			警戒レベル	２
		強風	平均風速	陸上12m/s、海上12m/s

新	旧
今回の修正で、「第３節・第１・１ **気象警報・注意報**」として移行します。	

	風雪	平均風速	陸上 12m/s（雪を伴う） 海上 12m/s（雪を伴う）
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm
	波浪	有義波高	2.5m
	高潮	潮位	1.3m
		警戒レベル	２又は３相当※４
	雷	落雷等により被害が予測される場合	
	濃霧	視程	陸上 100m、海上 500m
	乾燥	最小湿度 35%、実効湿度 55%	
	低温	夏期：最低気温 16℃以下が数日継続 冬季：最低気温-5℃以下	
	霜	最低気温 4℃以下、発表期間は原則として 4 月 1 日～5 月 20 日	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100 mm

※１表面雨量指数

表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。降った雨が地中に浸み込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水が溜まりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中に浸み込みにくく地表面に　溜まりやすいという特徴があります。表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。

※２土壌雨量指数

土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したものです。

※３流域雨量指数

流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したものです。

※４高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、警戒レベル２であり、高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、警戒レベル３に相当します。

新	旧
３　キキクル等 (1) 土砂キキクル 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で１ｋｍ四方の領域（メッシュ）ごとに５段階に色分けして示す情報です。６０分雨量及び土壌雨量指数の最大６時間先までの予測値を用いて、常時１０分毎に更新しており、レベル３土砂災害警報やレベル４土砂災害危険警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを把握することができます。 (2) 洪水キキクル 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報です。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができます。 (3) 浸水キキクル 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１ｋｍ四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報です。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、雨が強まってきたときや大雨特別警報・危険警報・警報・注意報が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができます。 (4) 大雨キキクル 大雨に関する情報が発表された際に、危険度が高まっている地域を確認することができます。大雨に関する情報が対象としている洪水キキクルや浸水キキクルを重ねて大雨キキクルとし表示されます。洪水キキクルと浸水キキクルをそれぞれ表示することで、洪水災害・浸水害それぞれの危険度の確認が可能です。 (5) 流域雨量指数の予測値 上流域の降雨による下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、大雨警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報です。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨	**４　キキクル（大雨・洪水予報の危険度分布）等** (1) 土砂キキクル(大雨情報(土砂災害)の危険度分布) 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１ｋｍ四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報です。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができます。 (2) 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報です。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができます。 (3) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報です。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができます。 新設 (4) 流域雨量指数の予測値 上流域の降雨による下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「耐水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報です。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量・降

新	旧
量・降水短時間予報等）を用いて１０分ごとに更新しており、大雨警報等の発表基準に用いています。 **４　早期注意情報（警報級の可能性）と時系列情報** ５日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の２段階で発表されます。当日から翌々日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位で、３日先から５日先にかけては日単位、県単位で発表されます。大雨、土砂災害、高潮に関して明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１です。また、時系列情報により注意報や警報等の基準を超える現象や発表が見込まれる時間帯を確認し、事前の備えや避難の準備に活用できます。 **５　全般気象解説情報、関東甲信地方気象解説情報、神奈川県気象解説情報** 気象の予報等について、特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・危険警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表されます。 土砂災害警戒情報はレベル４土砂災害危険警報へ変更 **６　気象防災速報（記録的短時間大雨）** **７　気象防災速報（竜巻注意/竜巻目撃）** **８　相模川中流洪水予報、相模川下流洪水予報** （略） 標　題：レベル５ 氾濫特別警報 概　要：氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき、氾濫が切迫しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベ	水短時間予報等）を用いて１０分ごとに更新しており、洪水警報等の発表基準に用いています。 **５　早期注意情報（警報級の可能性）** ５日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の２段階で発表されます。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位で、２日先から５日先にかけては日単位、県単位で発表されます。大雨に関して明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１です。 **６　全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報** 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表されます。 **７　土砂災害警戒情報** 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村[削除]を呼びかける情報で、県と気象台から共同で発表されます。なお、これを補足する情報である土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができます。避難が必要とされる警戒レベル４に相当します。 **８　記録的短時間大雨情報** **９　竜巻注意情報** **１０　相模川中流洪水予報、相模川下流洪水予報** （略） 種　類：洪水警報 標　題：氾濫発生情報 概　要：氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td></td><td>ル５に相当。</td></tr>
<tr><td>レベル４
氾濫危険警報</td><td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。
いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。</td></tr>
<tr><td>レベル３
氾濫警報</td><td>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。
高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。</td></tr>
<tr><td>レベル２
氾濫注意報</td><td>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。
ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>氾濫危険情報</td><td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。
いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。</td></tr>
<tr><td></td><td>氾濫警戒情報</td><td>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。
高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。</td></tr>
<tr><td>洪水注意報</td><td>氾濫注意情報</td><td>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。
ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>Ｐ８７
第４章　平常時の対策
第４節　避難対策</td><td>Ｐ８７
第４章　平常時の対策
第４節　避難対策</td></tr>
</table>

新	旧
【課題】 ○避難所における資機材等の備蓄、要配慮者やこども・若者、男女共同参画、その他の多様な視点を反映した避難所運営、在宅避難者や車中泊避難者等の避難所外避難者への対応や避難所におけるペット対策、避難所の解消等、想定される避難所運営上の課題に対して、実効性のある取組を進める必要があります。	**【課題】** ○避難所における資機材等の備蓄、要配慮者や男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、在宅避難者や車中泊避難者等の避難所外避難者への対応や避難所におけるペット対策、避難所の解消等、想定される避難所運営上の課題に対して、実効性のある取組を進める必要があります。
Ｐ８９ **第４章　平常時の対策** **第４節　避難対策** **第３　避難計画等** **２　マニュアル等の整備　各部、横浜地方気象台、京浜河川事務所、藤沢土木事務所** 市は、住民等の迅速かつ円滑な避難を促すため、「避難情報に関するガイドライン（令和８年３月内閣府）」及び「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成２７年４月国土交通省）」等を参考とし、避難情報の発令基準や伝達方法、防災体制等についてマニュアル等を整備するとともに、必要な見直しを行うことで、避難実施体制の充実に努めます。	Ｐ８９ **第４章　平常時の対策** **第４節　避難対策** **第３　避難計画等** **２　マニュアル等の整備　各部、横浜地方気象台、京浜河川事務所、藤沢土木事務所** 市は、住民等の迅速かつ円滑な避難を促すため、「避難情報に関するガイドライン（令和３年５月内閣府）」及び「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成２７年４月国土交通省）」等を参考とし、避難情報の発令基準や伝達方法、防災体制等についてマニュアル等を整備するとともに、必要な見直しを行うことで、避難実施体制の充実に努めます。
Ｐ９１ **第４章　平常時の対策** **第４節　避難対策** **第７　防災用資機材等の整備　くらし安心部、自主防災組織** 市は、避難所の整備を図るため、防災用資機材等の備蓄を進め、自主防災組織は、防災活動に必要な防災用資機材等の備蓄を進めます。市は、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。 また、市は、要配慮者や女性が避難生活の負担を軽減できるよう、多様な生活必需物資等の備蓄に努めるとともに指定緊急避難場所等への避難が長時間にわたることも想定し、熱中症対策及び防寒対策として必要な資機材等の備蓄を進めます。	Ｐ９１ **第４章　平常時の対策** **第４節　避難対策** **第７　防災用資機材等の整備　くらし安心部、自主防災組織** 市は、避難所の整備を図るため、防災用資機材等の備蓄を進め、自主防災組織は、防災活動に必要な防災用資機材等の備蓄を進めます。市は、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。 また、市は、要配慮者や女性が避難生活の負担を軽減できるよう、多様な生活必需物資等の備蓄に努めます。 **（新設）**

新	旧
Ｐ９８ **第４章　平常時の対策** **第６節　医療救護・保健活動体制の充実** **【現状】** ○神奈川県災害時保健医療救護計画により、市立病院は災害拠点病院として、茅ヶ崎徳洲会病院、湘南東部総合病院は災害協力病院として位置づけられています。 ○災害時の医療救護体制として、医療救護所等での医療活動（市からの要請に基づいた開設予定地への参集）だけでなく、市内で震度６弱以上の地震を観測した場合は、市からの協力要請を待たず、自院や自局の開設を目指す医療活動を実施します。また、災害時に診察・調剤を行っている診療所や薬局は、災害時イエローフラッグを掲げることとしています。(災害時医療における初動体制強化等を目的とし、令和８年３月２６日に三師会と協定を締結しました。） （略） ○令和８年３月末時点で、市内に特定医療費（指定難病）医療受給者が○，○○○人おり、保健師等が患者・家族の支援を行っています。また、人工呼吸器を装着している方の災害時個別支援計画の作成を進めています。	Ｐ９８ **第４章　平常時の対策** **第６節　医療救護・保健活動体制の充実** **【現状】** ○神奈川県災害時保健医療救護計画により、市立病院は災害拠点病院として、茅ヶ崎徳洲会病院、湘南東部総合病院は災害協力病院として位置づけられています。 ○（新設） （略） ○令和７年３月末時点で、市内に特定医療費（指定難病）医療受給者が１，９１２人おり、保健師等が患者・家族の支援を行っています。また、人工呼吸器を装着している方の災害時個別支援計画の作成を進めています。
Ｐ１０８ **第４章　平常時の対策** **第１０節　教育・保育対策** **【現状】** （略） ○市には指定等文化財として、令和８年８月２８日時点で国指定４件、県指定９件、市指定３０件、国登録５件の文化財があるほか、博物館などの施設には未指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。	Ｐ１０８ **第４章　平常時の対策** **第１０節　教育・保育対策** **【現状】** （略） ○市には指定等文化財として、令和７年８月８日時点で国指定５件、県指定９件、市指定３１件、国登録６件の文化財があるほか、博物館などの施設には未指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。
Ｐ１１１ **第４章　平常時の対策** **第１２節　緊急輸送道路等の確保対策** **第１　緊急輸送道路等の指定**　くらし安心部、建設部、藤沢土木事務所、横浜国道事務所	Ｐ１１１ **第４章　平常時の対策** **第１２節　緊急輸送道路等の確保対策** **第１　緊急輸送道路等の指定**　くらし安心部、建設部、藤沢土木事務所、横浜国道事務所

新

１　緊急輸送道路の指定

県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡する路線を緊急輸送道路として指定しています。

第１次緊急輸送道路	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線。
路線名	区　間
国道１号	市内全線
国道１号（新湘南バイパス）	市内全線
国道１３４号	市内全線
国道４６８号（さがみ縦貫道路）	市内全線
県道３０号（戸塚茅ケ崎）	市内全線
県道４４号（伊勢原藤沢）	寒川町境～県道４５号（丸子中山茅ケ崎）交点
県道４５号（丸子中山茅ケ崎）	市内全線
県道４６号（相模原茅ケ崎）	市内全線
第２次緊急輸送道路	第１次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線。
路線名	区間
県道４７号（藤沢平塚）	市内全線
県道４０４号（遠藤茅ケ崎）	県道４７号（藤沢平塚）交点～国道１号交点

２　緊急輸送道路を補完する道路の指定

市は、応急対策活動に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送を行うため、各拠点と防災備蓄倉庫、各避難所等を結ぶ緊急輸送道路を補完する道路を指定しています。

第１次路線	市内の応急対策活動を行う上で不可欠な路線で、防災拠点やヘリポートと災害対策本部を結ぶ重要な道路。
路線名	区　間

旧

１　緊急輸送道路の指定

県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡する路線を緊急輸送道路として事前に指定しています。

第１次緊急輸送道路	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線。
路線名	区　間
国道１号	市内全線
国道１号（新湘南バイパス）	市内全線
国道１３４号	市内全線
国道４６８号（さがみ縦貫道路）	市内全線
県道３０号（戸塚茅ケ崎）	市内全線
県道４４号（伊勢原藤沢）	寒川町境～県道４５号（丸子中山茅ケ崎）交点
県道４５号（丸子中山茅ケ崎）	市内全線
県道４６号（相模原茅ケ崎）	市内全線

（追加）

２　緊急輸送道路を補完する道路の指定

市は、応急対策活動に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送を行うため、各拠点と防災備蓄倉庫、各避難所等を結ぶ緊急輸送道路を補完する道路を指定しています。

第１次路線	市内の応急対策活動を行う上で不可欠な路線で、防災拠点やヘリポートと災害対策本部を結ぶ重要な道路。
路線名	区　間

新

市道０１０１号線（一中通り）	一中通り全線
市道０２０２号線（左富士通り）	左富士通り全線
市道０１２１号線（鉄砲道）	鉄砲道全線
市道０１２２号線、市道０１１６号線、市道０１２３号線（東海岸寒川線）	県道４０４号交点～「みずき」交差点（遠藤茅ヶ崎）

第２次路線	第１次路線を補完し、市の緊急輸送対策上、機能の確保が重要となる道路。

路線名	区　間
市道０２０９号線（学園通り）	学園通り全線
市道０２０６号線（南湖通り）	南湖通り全線
市道０１１０号線、市道７５６０号線、市道０１１１号線、市道７２８１号線（大岡越前通り）	大岡越前通り全線
市道０１１０号線、市道０１０８号線（赤羽根通り）	赤羽根通り全線
市道０１０８号線（小和田通り）	小和田通り全線
市道６２１４号線	「堤八王子原」交差点～「堤東原」交差点

Ｐ１４０
第５章　災害時の応急対策活動
第４節　避難対策
第１　避難対策
２　避難情報の発令
(2) 避難情報の発令に資する情報の整理

旧

市道０１０１号線（一中通り）	一中通り全線
市道０２０２号線（左富士通り）	左富士通り全線
市道０１２１号線（鉄砲道）	鉄砲道全線
市道０１２２号線、市道０１１６号線、市道０１２３号線（東海岸寒川線）	県道４０４号交点～「みずき」交差点（遠藤茅ヶ崎）
県道４０４号（遠藤茅ヶ崎）	市内全線
県道４７号（藤沢平塚）	市内全線

第２次路線	第１次路線を補完し、市の緊急輸送対策上、機能の確保が重要となる道路。

路線名	区　間
市道０２０９号線（学園通り）	学園通り全線
市道０２０６号線（南湖通り）	南湖通り全線
市道０１１０号線、市道７５６０号線、市道０１１１号線、市道７２８１号線（大岡越前通り）	大岡越前通り全線
市道０１１０号線、市道０１０８号線（赤羽根通り）	赤羽根通り全線
市道０１０８号線（小和田通り）	小和田通り全線
市道６２１４号線	「堤八王子原」交差点～「堤東原」交差点

Ｐ１４０
第５章　災害時の応急対策活動
第４節　避難対策
第１　避難対策
２　避難情報の発令
(2) 避難情報の発令に資する情報の整理

新

市は、水害や土砂災害のおそれがある場合は、指定河川洪水予報や、水位計・監視カメラからの河川水位等の現地情報、防災気象情報に加え、雨量情報、流域雨量指数の予測値（洪水キキクル、土砂キキクル）等から避難情報の発令に資する情報の把握、整理に努めます。

■洪水：相模川（洪水予報河川）の避難情報の発令基準

区分	発令基準
高齢者等避難	１：指定河川洪水予報により、相模川の神川橋水位観測所の水位が避難判断水位である７．８０ｍ に、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が避難判断水位である５．８０ｍに到達したと発表され、かつ、指定河川洪水予報の水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ２：相模川の神川橋水位観測所の水位が避難判断水位である７．８０ｍ 、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が避難判断水位である５．８０ｍより低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル４、５として発表） ①堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ③相模川に流入する支川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況 ３：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である８．７０ｍに、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である６．５０ｍに到達することが予想される場合 ４：水害リスクライン（国管理河川の洪水の危険度分布）で「避難判断水位の超過に相当（赤)」になった場合 ５：警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上（警戒レベル３相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）

旧

市は、水害や土砂災害のおそれがある場合は、指定河川洪水予報や、水位計・監視カメラからの河川水位等の現地情報、土砂災害警戒情報に加え、雨量情報、流域雨量指数の予測値（洪水キキクル（洪水警報の危険度分布））、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等から避難情報の発令に資する情報の把握、整理に努めます。

■洪水：相模川（洪水予報河川）の避難情報の発令基準

区分	発令基準
高齢者等避難	１：指定河川洪水予報により、相模川の神川橋水位観測所の水位が避難判断水位である７．８０ｍ に到達したと発表され、又は相模川の相模大橋水位観測所の避難判断水位である５．８０ｍに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ２：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である８．７０ｍに到達することが予想され、又は相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である６．５０ｍに到達することが予想される場合 ３：水害リスクライン（国管理河川の洪水の危険度分布）で「避難判断水位の超過に相当（赤)」になった場合 ４：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ５：警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

新		旧	
避難指示	１：指定河川洪水予報により、相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である８．７０ｍに、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である６．５０ｍに到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 ２：相模川の神川橋水位観測所の水位が避難判断水位である８．７０ｍ、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が避難判断水位である６．５０ｍより低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル５として発表） ①堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ③相模川に流入する支川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況（発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する） ④城山ダム又は宮ヶ瀬ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域で急激な水位上昇のおそれがある状況 ３：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫開始相当水位を越えることが予想される場合 ４：水害リスクライン（国管理河川の洪水の危険度分布）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ５：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ６：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	避難指示	１：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である８．７０ｍに到達することが予想され、又は相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である６．５０ｍに到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 ２：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位、又は相模川の相模大橋水位観測所の水位が堤防天端高を越えることが予想される場合 ３：水害リスクライン（国管理河川の洪水の危険度分布）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ４：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ５：城山ダム又は宮ケ瀬ダムの管理者から異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ６：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ７：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
		緊急安全確保	１：相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である８．７０ｍを、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である６．５０ｍを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、氾濫開始相当水位（堤防天端高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ２：水害リスクライン（国管理河川の洪水の危険度分布）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ３：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ４：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令

新		旧	
緊急安全確保	１：堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合 ２：相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である８．７０ｍを、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である６．５０ｍを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、氾濫開始相当水位（堤防天端高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ３：相模川の神川橋水位観測所、または相模大橋水位観測所の水位が氾濫発生水位（レベル５水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生している場合 ①樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ②相模川に流入する川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況（発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する） ③城山ダムまたは宮ヶ瀬ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況 ４：洪水予測による水位予測で、氾濫発生水位（レベル５水位）を超過するとされた時刻を既に過ぎている場合 ５：水害リスクライン（国管理河川の洪水の危険度分布）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合		対象区域を限定する）（災害発生を確認） ５：氾濫発生情報の発表等により堤防の決壊や越水・溢水を把握した場合

新

■洪水：小出川（水位周知河川）の避難情報の発令基準

区分	発令基準
高齢者等避難	１：小出川の一ツ橋水位観測所の水位が避難判断水位である２．９０ｍに到達した場合、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が避難判断水位である２．５０ｍに到達した場合 ２：小出川の一ツ橋水位観測所及び新鶴嶺橋水位観測所の水位が避難判断水位よりも低いものの次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫まえに時間的猶予がない場合はレベル４、５として発表） ① 堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ② 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ③ 小出川に流入する支川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況 ３：小出川の一ツ橋水位観測所の水位が水防団待機水位２．４０ｍを越えた状態、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が水防団待機水位１．４０ｍを越えた状態で、上流の水位観測所の水位状況から、今後急激な水位上昇のおそれがある場合 ４：小出川の一ツ橋水位観測所の水位が水防団待機水位２．４０ｍを越えた状態、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が水防団待機水位１．４０ｍを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①レベル３大雨警報が発表され、小出川の洪水キキクルで「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準（基準Ⅱ）に到達する場合） ②小出川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ５：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示	１：小出川の一ツ橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特

旧

■洪水：小出川（水位周知河川）の避難情報の発令基準

区分	発令基準
高齢者等避難	１：小出川の一ツ橋水位観測所の水位が避難判断水位である２．９０ｍに到達した場合、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が避難判断水位である２．５０ｍに到達した場合 ２：小出川の一ツ橋水位観測所の水位が水防団待機水位２．４０ｍを越えた状態、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が水防団待機水位１．４０ｍを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①一ツ橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②小出川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準（基準Ⅱ）に到達する場合） ③小出川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ３：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ４：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示	１：小出川の一ツ橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である３．００ｍに到達した場合、又は新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である２．７０ｍに到達した場合 ２：小出川の一ツ橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である２．９０ｍを越えた状態、又は新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である２．００ｍを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①一ツ橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②小出川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過（基準Ⅲ）する場合） ③小出川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ３：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合

新		旧	
	別警戒水位）である３．００ｍに到達した場合、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である２．７０ｍに到達した場合 ２：小出川の一ツ橋水位観測所及び新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）よりも低いものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル５として発表） ① 堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ② 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ③ 小出川に流入する支川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況（発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する） ④ 城山ダムや宮ヶ瀬ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況 ３：小出川の一ツ橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である２．９０ｍを越えた状態、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である２．００ｍを越えた状態で、上流の水位観測所の水位状況から、今後急激な水位上昇のおそれがある場合 ４：小出川の一ツ橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である２．９０ｍを越えた状態、または新鶴嶺水位観測所の水位が氾濫注意水位である２．００ｍを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①レベル４大雨危険警報が発表され、洪水キキクルで「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過（基準Ⅲ）する場合） ②小出川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ５：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ６：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過す		４：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ５：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
		緊急安全確保	１：小出川の一ツ橋水位観測所の水位、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（堤防高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ２：小出川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） ３：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ４：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） ５：堤防の決壊や越水・溢水を把握した場合

新		旧
	ることが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	
緊急安全確保	１：堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合 ２：小出川の一ツ橋水位観測所の水位、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫発生水位（レベル５水位）に到達した場合 ３：小出川の一ツ橋水位観測所の水位、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル５水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合 ① 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ② 小出川に流入する支川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況（発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する） ③ 城山ダムや宮ヶ瀬ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況 ４：小出川の一ツ橋水位観測所の水位、または新鶴嶺橋水位観測所が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）を超えた状態で、 一ツ橋水位観測所・新鶴嶺橋水位観測所地点上流の水位観測所の水位の状況から、一ツ橋水位観測所・新鶴嶺橋水位観測所で氾濫のおそれがある場合 ５：小出川の一ツ橋水位観測所の水位、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）を超えた状態で、洪水キキクルで「災害切迫（黒）」（警戒レベル５相当情報[洪水]）が出現した場合 ６：レベル５大雨特別警報が発表され、小出川の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合	

新

■洪水：千の川（水位周知河川：県管理区間）の避難情報の発令基準

区分	発令基準
高齢者等避難	１：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が避難判断水位である３．５０ｍに到達した場合 ２：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が避難判断水位よりも低いものの、堤防に損傷が発生した場合や樋門・水門等の施設に機能支障がある状況など、河川管理施設に障害が発生した場合、排水機場が運転停止になった場合 ３：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が水防団待機水位２．６０ｍを越えた状態で、上流の水位観測所の水位が、急激に水位上昇するおそれがある場合 ４：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が水防団待機水位２．６０ｍを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①レベル３大雨警報が発表され、千の川の（洪水キキクル）で「警戒（赤）」が出現した場合 ②千の川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ５：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示	１：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である３．８０ｍに到達した場合 ２：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）よりも低いものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル５として発表） ① 堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 ② 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ③ 千の川（県管理区間）に流入する川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況（発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する）

旧

■洪水：千の川（水位周知河川：県管理区間）の避難情報の発令基準

区分	発令基準
高齢者等避難	１：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が避難判断水位である３．５０ｍに到達した場合 ２：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が水防団待機水位２．６０ｍを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①富士見橋上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②千の川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準（基準Ⅱ）に到達する場合） ③千の川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ３：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ４：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示	１：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である３．８０ｍに到達した場合 ２：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が避難判断水位３．５０ｍを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 （略） ②千の川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過（基準Ⅲ）する場合） ③千の川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ３：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ４：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

新		旧	
	④ 城山ダムや宮ヶ瀬ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況 ３：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である３．００ｍを超えた状態で上位の水位観測所の水位状況から、今後急激な水位上昇のおそれがある場合 ４：千の川（県管理区間）富士見橋水位観測所の水位が避難判断水位３．５０ｍを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①レベル４大雨危険警報が発表され、千の川の洪洪水キキクルで「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過（基準Ⅲ）する場合） ②千の川の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ５：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ６：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることが無いよう暴風警報の発表後速やかに発令）		５：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることが無いよう暴風警報の発表後速やかに発令）
緊急安全確保	１：堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合 ２：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が氾濫発生水位（レベル５水位）に到達した場合 ３：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル５水位）よりも低い水位であるものの、樋門・水門等の施設に機能支障がある状況など、河川管理施設に障害が発生した場合、排水機場が運転停止になった場合、上流のダムで異常洪水時防災操作が行われた場合 ４：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）を超えた	緊急安全確保	１：千の川（県管理区間）の富士見橋水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（堤防高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ２：千の川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） ３：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ４：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） ５：堤防の決壊や越水・溢水を把握した場合

新	旧
状態で、富士見橋水位観測所地点上流の水位観測所の水位の状況から、富士見橋水位観測所で氾濫のおそれがある場合 ５：千の川の富士見橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル４水位）を超えた状態で、洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合 ６：レベル５大雨特別警報が発表され、千ノ川の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合	

■土砂災害の避難情報の発令基準

区分	発令基準
高齢者等避難	１：レベル３土砂災害警報（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※レベル３土砂災害警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル３高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ２：土砂災害の危険度分布が警戒レベル３相当となった場合 ３：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ４：警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの「時系列情報」において、夜間から明け方に土砂災害の「警戒」以上（警戒レベル３相当以上の発表）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） 注１ 上記１～４以外についても、市内の雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよいが、当該観測点における雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づいた設定が可能な場合に限る。 注２ 上記の発令基準例１は、レベル４避難指示の１時間程度前に、レベル３高齢者等避難を発令することを目標とした発令基準の設定例であるが、高齢者等の避難行動の完了までに

■土砂災害の避難情報の発令基準

区分	発令基準
高齢者等避難	１：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合 ２：数時間後に通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合 ３：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合（夕刻時点で発令）
避難指示	１：土砂災害警戒情報が発表された場合 ２：大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「危険（紫）」となった場合 ３：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ４：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ５：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合

新		旧	
	より多くの猶予時間が必要な場合には、気象庁ホームページの時系列情報の中で土砂災害の「警戒」以上（警戒レベル３相当以上の発表）が予想されていれば警戒レベル３高齢者等避難の発令を検討してもよい。	緊急安全確保	１：大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合（災害発生を確認） ２：土砂災害の発生が確認された場合
避難指示	１：レベル４土砂災害危険警報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※レベル４土砂災害危険警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル４避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ２：土砂災害の危険度分布で警戒レベル４相当となった場合 ３：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に土砂災害の「危険」以上（警戒レベル４相当以上の発表）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） ４：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予想されており、かつ、土砂災害の「危険」以上（警戒レベル４相当以上の発表）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ５：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間から明け方であっても、発令基準例１～２又は５に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令する。 注 上記１～５以外についても、市町村内の雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよいが、当該観測点における雨量と土砂災害発生との		

新	旧
関係に関する知見等に基づいた設定が可能な場合に限る。 緊急安全確保 （災害が切迫） １：レベル５土砂災害特別警報（警戒レベル５相当情報［土砂災害］）が発表された場合 ※レベル５土砂災害特別警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ２：土砂災害の危険度分布で（警戒レベル５相当）となった場合 （災害発生を確認） ３：土砂災害の発生が確認された場合 ※発令基準例１～２を理由に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例３の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル５緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。	

■高潮の避難情報の発令基準

区分	発令基準
高齢者等避難	＜推定・予測情報＞ １：高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが約 12 時間後と予測されている場合 ２：高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが 12 時間以上先と予測されているものの、堤防・水門・陸閘等の施設の機能支障があるため、氾濫のおそれが高まっていると思われる場合（氾濫までに猶予がない場合はレベル５とし

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td></td><td>て発表）
３：レベル２高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合
４：警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</td></tr>
<tr><td>避難指示</td><td>＜推定・予測情報＞
１：高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが約６時間後と予測されている場合
２：高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが６時間以上先と予測されているものの、水門・陸閘等の施設の機能支障があるため、氾濫のおそれが高まっていると思われる場合（氾濫までに猶予がない場合はレベル５として発表）
３：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（時系列情報でレベル４高潮危険警報が夜間から明け方での発表が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）</td></tr>
<tr><td>緊急安全確保</td><td>＜確認情報＞
１：堤防の決壊、越水・溢水、背後地の浸水、水門・陸閘等の施設の機能支障に起因する氾濫が切迫・発生している場合
＜計測情報＞
２：水位又は潮位が基準高に到達した場合
＜推定・予測情報＞
３：直近の高潮予測により、水位又は潮位が基準高に既に到達していると思われる場合</td></tr>
</table>
※茅ヶ崎市の基準観測所は「小田原験潮所」。
※茅ヶ崎市の高潮特別警戒水位はT.P.+1.2m（小田原験潮所）となっている。
</td><td>
■高潮の避難情報の発令基準
<table>
<tr><th>区分</th><th>発令基準</th></tr>
<tr><td>高齢者等避難</td><td>１：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合
２：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合
３：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
４：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸２４時間前に、特</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

新	旧
	<table><tr><td></td><td>別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</td></tr><tr><td>避難指示</td><td>１：高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 ２：高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合</td></tr><tr><td>緊急安全確保</td><td>１：水門等の異常が確認された場合 ２：潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測される場合 ３：高潮氾濫発生情報が発表された場合 （災害発生を確認） ４：海岸堤防等の倒壊、異常な越波・越流、高潮氾濫が発生した場合</td></tr></table>

新	旧
Ｐ１４７ 第５章　災害時の応急対策活動 第４節　避難対策 第３　避難所の開設・運営　総括・情報班、避難所対策班、保健所部、教育部、配備職員、自主防災組織 ２　避難所の運営 （1）避難所運営委員会 避難所においては、その運営を円滑に行うための避難所運営委員会を立ち上げます。なお、避難所運営委員会の立ち上げに際しては、地域全体で避難者を支えることができるよう、避難者生活支援に関する知見やノウハウを有する防災リーダーなどの地域の人材に対して協力を求めつつ、自主防災組織や避難者を中心に構成し、配備職員や学校職員等はその運営を補佐します。 避難所運営委員会は、避難所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持、避難者の収容及び救援対策が安全かつ適切に行われるよう、女性やこども・若者、高齢者、障がい者など、多様な視点や意見を反映した運営に努めます。	Ｐ１４７ 第５章　災害時の応急対策活動 第４節　避難対策 第３　避難所の開設・運営　総括・情報班、避難所対策班、保健所部、教育部、配備職員、自主防災組織 ２　避難所の運営 （1）避難所運営委員会 避難所においては、その運営を円滑に行うための避難所運営委員会を立ち上げます。なお、避難所運営委員会の立ち上げに際しては、地域全体で避難者を支えることができるよう、避難者生活支援に関する知見やノウハウを有する防災リーダーなどの地域の人材に対して協力を求めつつ、自主防災組織や避難者を中心に構成し、配備職員や学校職員等はその運営を補佐します。 避難所運営委員会は、避難所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持、避難者の収容及び救援対策が安全かつ適切に行われるよう努めます。
Ｐ１５７ 第５章　災害時の応急対策活動 第６節　医療救護・保健活動 第４　医療救護活動　救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、消防部、医療関係団体、医療機関、薬品会社 １　医療救護活動体制	Ｐ１５７ 第５章　災害時の応急対策活動 第６節　医療救護・保健活動 第４　医療救護活動　救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、消防部、医療関係団体、医療機関、薬品会社 １　医療救護活動体制

新

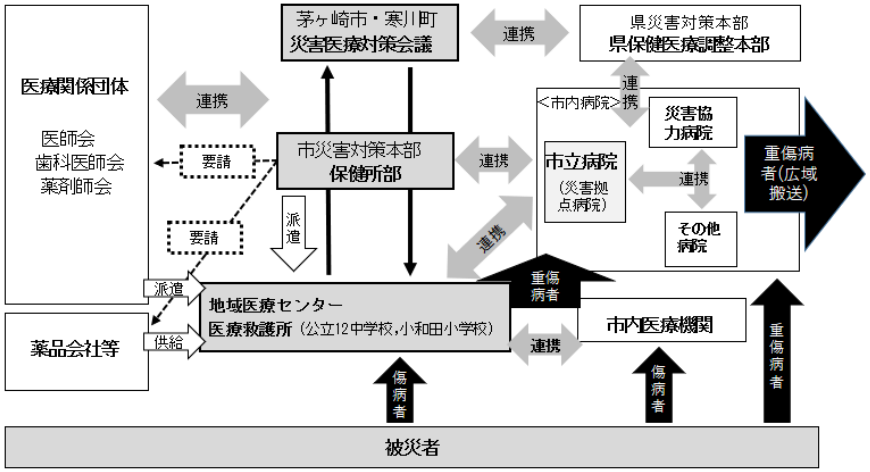

2　医療救護活動の方針

（１）発災直後の応急医療

災害時の医療救護体制として、医療救護所等での医療活動（市からの要請に基づいた開設予定地への参集）だけでなく、市内で震度６弱以上の地震を観測した場合は、市からの協力要請を待たず、自院や自局の開設を目指す医療活動を実施します。また、災害時に診察・調剤を行っている診療所や薬局は、災害時イエローフラッグを掲げることとしています。（災害時医療における初動体制強化等を目的とし、令和８年３月２６日に三師会と協定を締結しました。）

5　医薬品等の確保

使用する医薬品等は、市が備蓄する医薬品等及び協定を締結している薬剤師会や薬品会社から調達するもののほか、医療関係団体が持参したものとします。ただし、医薬品等に不足が生じるときは、県に応援を要請します

旧

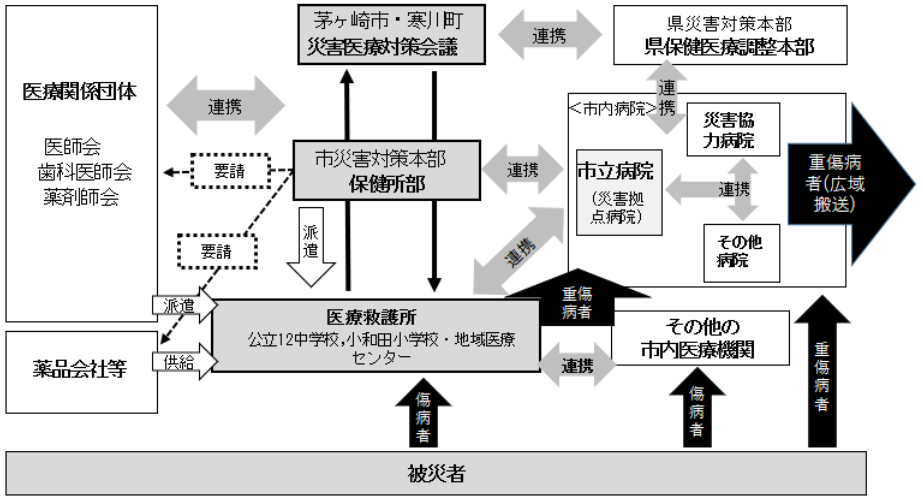

2　医療救護活動の方針

（１）発災直後の応急医療

市は医療関係団体協力のもと対処します。

5　医薬品等の確保

使用する医薬品等は、市が備蓄する医薬品等及び協定を締結している薬品会社から調達するもののほか、医療関係団体が持参したものとします。ただし、医薬品等に不足が生じるときは、県に応援を要請します

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>

８　人工透析患者対策

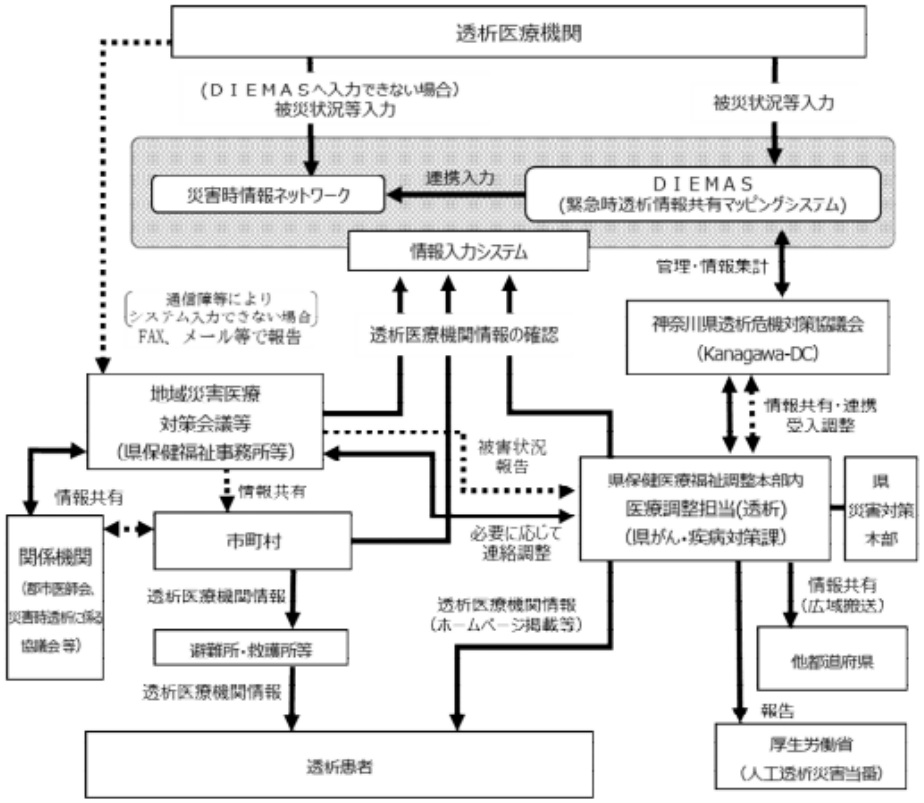

出典　神奈川県災害時透析患者支援マニュアル（令和８年３月改定版）

</td><td>

８　人工透析患者対策

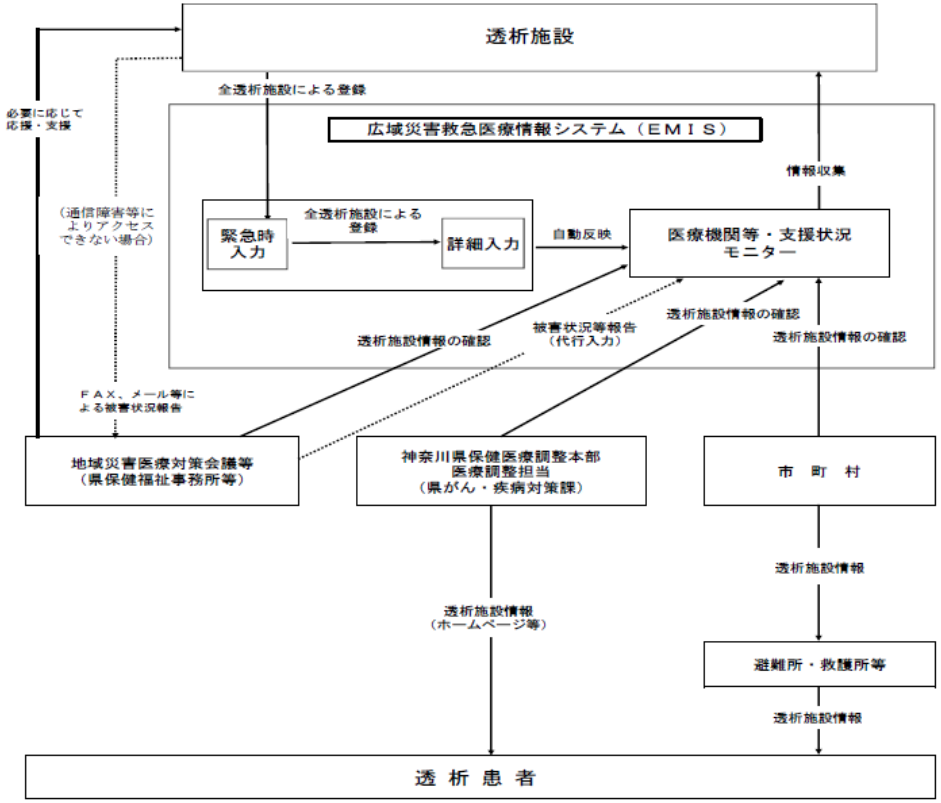

出典　神奈川県災害時透析患者支援マニュアル（令和元年６月改定版）

</td></tr>
<tr><td>

Ｐ１９９

第６章　復旧・復興対策

第１節　復興体制の整備

大規模災害からの復興にあたっては、単なる復旧ではなく未来に向けた創造的復興を目指していくことが必要です。

</td><td>

Ｐ１９９

第６章　復旧・復興対策

第１節　復興体制の整備

大規模災害からの復興にあたっては、単なる復旧ではなく未来に向けた創造的復興を目指していくことが必要です。

</td></tr>
</table>

新	旧
本章は、あらかじめ復興の考え方や復興対策の内容を整理し、災害後の迅速な復興対策が推進できるよう地域防災計画に位置づけたものです。 市は、国や県との調整、防災関係機関との連携を図りながら、一日も早く平常の都市活動が再開できることを目的に、市民の合意を得ながら、速やかに策定推進できる体制づくりに努めるとともに、復興対策を構築する上では、女性やこども・若者、高齢者、障がい者など、あらゆる地域生活者の視点、男女共同参画の視点を反映するよう努めます。	本章は、あらかじめ復興の考え方や復興対策の内容を整理し、災害後の迅速な復興対策が推進できるよう地域防災計画に位置づけたものです。 市は、国や県との調整、防災関係機関との連携を図りながら、一日も早く平常の都市活動が再開できることを目的に、市民の合意を得ながら、速やかに策定推進できる体制づくりに努めるとともに、復興対策を構築する上では、あらゆる地域生活者の視点、男女共同参画の視点に配慮するよう努めます。
Ｐ２０９ **第６章　復旧・復興対策** **第４節　復興対策** **第１　復興計画の策定　企画政策部、都市部** **２　地域と市民の絆で築く復興計画** 市は、被災者が復興への意欲を持ち、共感を持てるような将来像を構築し、未来を見据えた復興計画を策定します。 なお、その計画の策定においては、あらゆる機会において、女性やこども・若者、高齢者、障がい者など、地域生活者や男女共同参画の視点を反映し、まちの活力の早期再生や、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを目指し、市、市民、企業等が一致団結して復興に向けて取り組みます。	Ｐ２０９ **第６章　復旧・復興対策** **第４節　復興対策** **第１　復興計画の策定　企画政策部、都市部** **２　地域と市民の絆で築く復興計画** 市は、被災者が復興への意欲を持ち、共感を持てるような将来像を構築し、未来を見据えた復興計画を策定します。 なお、その計画の策定においては、あらゆる機会において、地域生活者や男女共同参画の視点に配慮し、まちの活力の早期再生や、誰もが安全・安心して暮らせるまちづくりを目指し、市、市民、企業等が一致団結して復興に向け取り組みます。